



避難確保計画作成について

下呂市役所
市長公室危機管理課

1

1. 避難確保計画作成の必要性について

2

法改正の背景・必要性

平成27年9月関東・東北豪雨や、平成28年8月台風10号等では、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生。



全国各地で頻発・激甚化する豪雨に対応し、同様の被害を二度と繰り返さない対策が必要。



平成28年台風10号により大きな被害を受けた岩手県岩泉町の介護老人保健施設 国土地理院撮影映像 3

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

水防法、土砂災害防止法の改正内容

平成29年6月19日施行

【要配慮者利用施設の管理者】

- 避難確保計画の作成、市町村への報告 《義務》
- 避難確保計画に基づく訓練の実施 《義務》

【市町村長】

- 要配慮者利用施設の管理者等への必要な指示
- 指示に従わない場合の公表

避難確保計画作成の対象

水防法関係

- 國土交通大臣又は都道府県知事が指定した洪水予報河川又は水位周知河川の浸水想定区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

土砂法関係

- 都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内に立地し、市町村防災会議等が作成する市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設が対象。

要配慮者利用施設とは

○水防法等における要配慮者利用施設
⇒社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

○施設の例

《社会福祉施設》

- ・老人福祉関係施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用を供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用を供する施設
- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子健康包括支援センター

等

《学校》

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校

等

《医療施設》

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所

等

5



6

要配慮者利用施設の被災事例①

平成28年8月30日 岩手県小本川の水害 時間最大雨量70mm (岩泉町)

○台風第10号の雨により「グループホーム楽ん楽ん」と「介護老人保健施設ふれんどりー岩泉」で大きな被害が発生



要配慮者利用施設の被災事例①

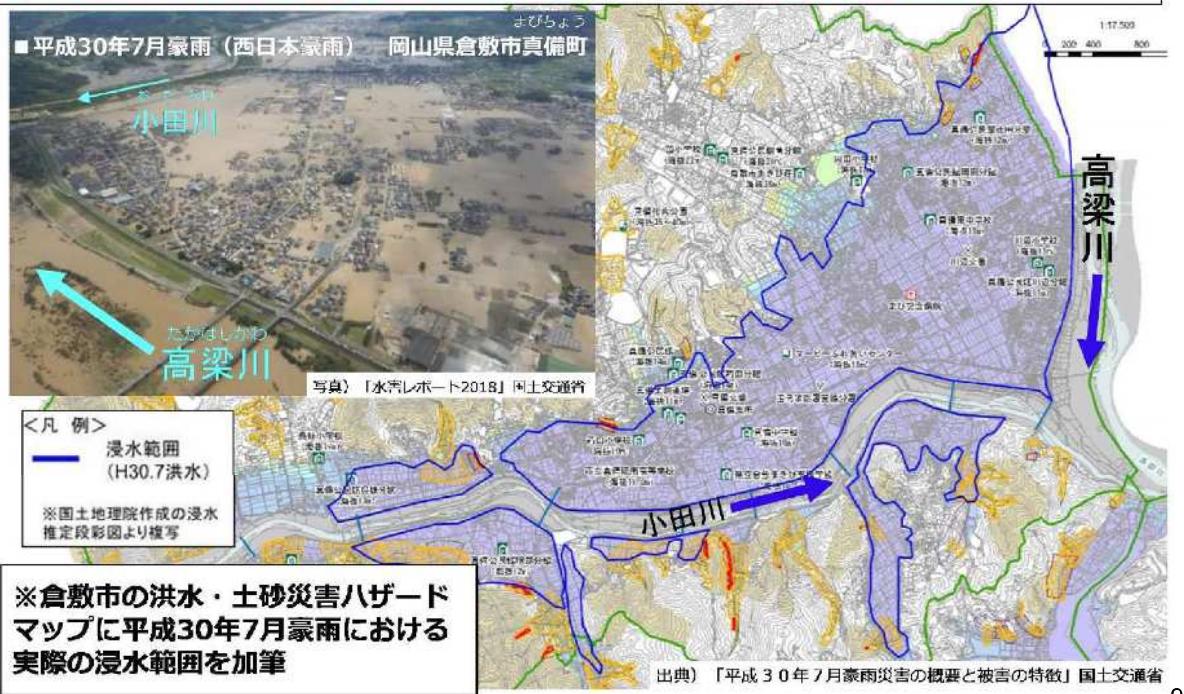
○当時の施設の対応状況（報道資料より）

◆施設の事務局長は「避難準備情報」が発令されたことをテレビで見ていたが、高齢者や身障者等、避難に時間がかかる人たちが避難を始めるべき情報と認識しておらず避難を開始しなかった。

◆火災を想定した避難マニュアルを作り、訓練もしていたが、水害を想定したものはなかった。

要配慮者利用施設の被災事例②

小田川(倉敷市真備町)では、洪水浸水想定区域と実際の浸水範囲がほぼ一致しているにもかかわらず、51名が死亡。特に死者の約8割が70歳以上。



9

要配慮者利用施設の被災事例②

まび記念病院の浸水状況



まび記念病院では、約2.6m浸水し、1階の天井まで達しました。

避難してきた近隣住民も合わせて多くの人が約1日半もの間、孤立しました。



写真) 「平成30年7月豪雨および北海道胆振東部地震の報告」厚労省DMAT事務局
10

球磨川流域の浸水被害の状況(球磨村渡地区)

渡地区の上空より撮影



千寿園付近の上空より撮影



球磨川右岸から約50m離れた場所での家屋倒壊



球磨川右岸から約50m離れた場所での家屋倒壊



第1回令和2年7月球磨川豪雨検証委員会説明資料(R2.8.25)より転載 10 11

球磨川流域の人的被害

- 令和2年7月豪雨による熊本県内の犠牲者は65名で、うち球磨川流域の犠牲者は50名と推測され、全体の約77%を占めている。死因は、49名が溺死(疑いを含む)、1名が多発外傷であった。
- 市町村別では、球磨村が最も多く25名、人吉市が20名と続く。
- 年齢構成は、65歳以上の高齢者が86%を占めている。

市町村別犠牲者数

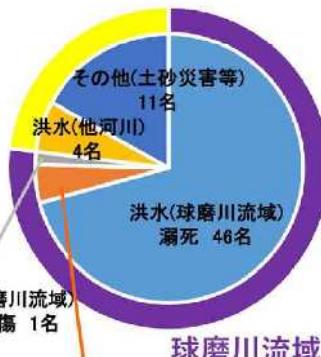
	全体	うち 球磨川流域
球磨村	25	25
人吉市	20	20
芦北町	11	1
八代市	4	4
津奈木町	3	0
山鹿市	2	0
合計	65	50

*1)犠牲者数については、熊本県災害対策本部会議資料(熊本県警察本部提供資料)を基に記載。

*2)球磨川流域の犠牲者数については、熊本県災害対策本部会議資料(熊本県警察本部提供資料)の「住所」と「死因」等から推測。

*3)被害内容については「遮断値」であり、今後変わる場合がある。

犠牲者の内訳
(全体65名)



球磨川流域犠牲者
50名の年齢構成



洪水(球磨川流域)
溺死の疑い 3名

*その他の11名の土砂災害の犠牲者は、球磨川流域内の犠牲者数を含む。

第1回令和2年7月球磨川豪雨検証委員会説明資料(R2.8.25)より転載 14 12

要配慮者利用施設の避難の好事例①

特別養護老人ホーム「愛幸園」の事例

【特別養護老人ホーム 愛幸園】

- ・洪水に対する避難確保計画を追加改正(平成28年10月)
- ・近年洪水及び現地状況から、避難基準水位及び避難経路を設定
- ・避難確保計画に基づき、洪水に備え避難訓練を実施

平成29年7月の大暴雨での
迅速な避難



出典) 「要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集」国土交通省 13

要配慮者利用施設の避難の好事例②

グループホームメディフル藤田・藤田東館の事例

【岡山県岡山市】

- グループホームメディフル藤田、藤田東館は、平成28年台風第10号により岩手県の高齢者施設において多数の利用者が亡くなり、厚生労働省および岡山市から利用者の安全確保と非常災害時の体制整備の強化・徹底について通知を受け、同年10月に既存の防災計画の対象に水害を追加し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 平成30年7月豪雨においては、防災計画に従って、利用者27名全員と職員が運営母体の医療施設に避難。

施設の概要・取組

<施設の概要>

- 平屋の建物に27名(メディフル藤田18名、メディフル藤田東館9名)の認知症高齢者が入居。
- 想定最大規模の洪水により1.0m～2.0mの浸水が想定される。

<施設の取組>

- 平成28年10月に水害時の避難に関する計画を作成し、同月に水害を想定した職員訓練を実施。
- 重要な書類や備蓄品等は建物の高い場所に配置。

平成30年7月豪雨における避難の概要



【事前の周知】
大雨が事前に予想されていたため、大雨時の対応について職員に事前に周知。

【配車表を活用】
計画に基づき配車表を作成し、車で計画的に避難。

避難の時系列

避難準備・高齢者等避難開始 発令
7月6日 6:10

避難開始
7月6日 9:30

避難完了
7月6日 12:00

避難指示 発令
7月6日 22:45



※両施設とも、医療法人よつば会が運営

出典) 「要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集」国土交通省 14

要配慮者利用施設の避難の好事例③

特別養護老人ホーム川越キングスガーデンの事例

【埼玉県川越市】

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する防災マニュアルを作成しており、毎年、避難訓練を実施
- 平成30年11月の関東地方整備局、埼玉県及び川越市等による「避難確保計画作成の講習会(前期・後期)」に参加し、平成31年1月に避難確保計画を作成・提出
- 令和元年10月の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練に基づき、迅速な避難行動を実施し、職員、利用者100人全員が無事避難



出典) 「要配慮者利用施設における水害からの避難の取り組みの成果事例集」国土交通省 15

「避難確保計画」を作成・提出するとともに、
「避難訓練」の実施は、施設管理者及び所有者の義務です。



写真) 「水害レポート2019」国土交通省：
台風19号における千曲川の堤防決壊の様子

避難確保計画とは

避難確保計画は避難者の安全を職員の皆様に
守っていただくための計画

記載内容は大きく分けて4項目！！

・防災体制

利用者と職員は何名いますか。誰がどこに何をするか決まっていますか。

・避難の誘導

いつ、どこに、どのように逃げるか決まっていますか。

・施設の整備

情報収集と避難誘導に使用する機材、または食料等はそろっていますか。

・防災教育及び訓練

安全な避難のために日頃から職員や利用者で行う訓練等は決まっていますか。

17



1 施設の危険性を知る。

2 避難先（施設内外）を決める。

3 避難開始のタイミングを決める。

18

土砂災害の危険性の確認

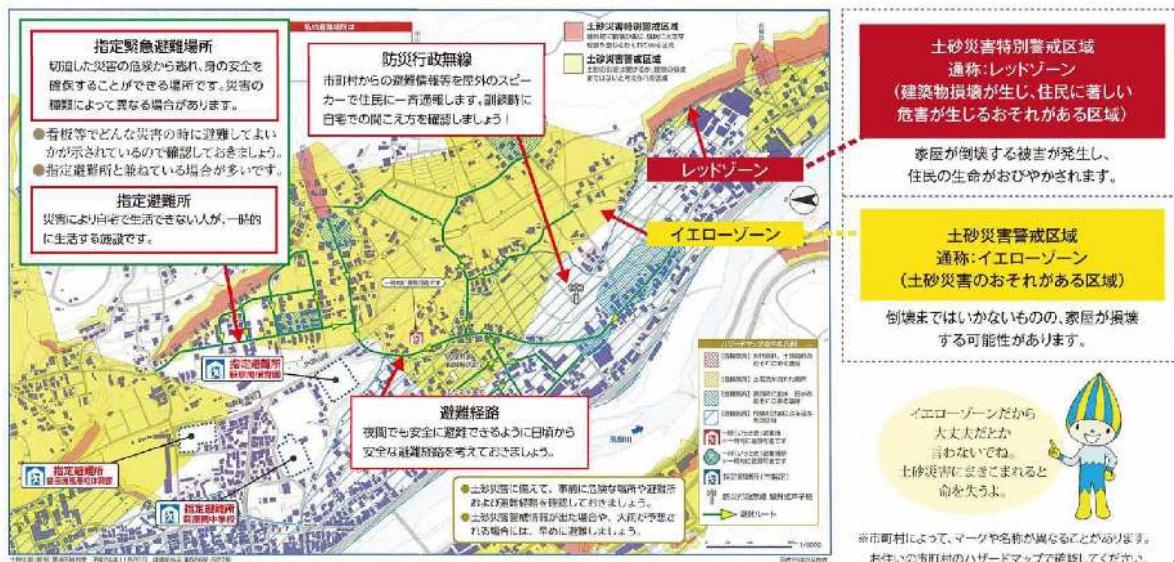


土砂災害ハザードマップの見方

大雨や台風などにともなう土砂災害に備えるハザードマップです。

がけ崩れ、地すべり、土石流といった土砂災害の警戒区域、指定

緊急避難場所や指定避難所などが示されています。



19

洪水時の危険性の確認



凡例



20

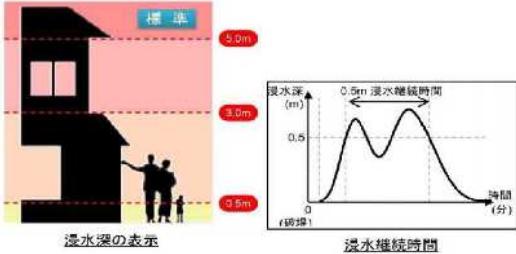
洪水時の危険性の確認



洪水浸水想定区域 浸水の継続時間

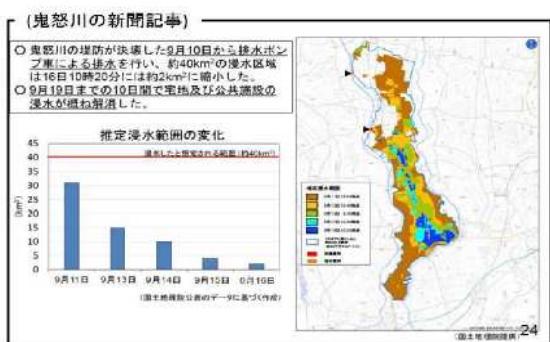
浸水の継続時間

- ◆ 浸水深が50cmになってから50cmを下回るまでの時間の最大値を図化したものが『継続時間図』です。
- ◆ 浸水時には停電や上下水道等の機能停止が生じるため、長時間そのような環境で生活することは困難です。
- ◆ 浸水深と合せて垂直避難の可否や避難所の選定等に活用することが考えられます。
- ◆ なお、緊急的な排水対策等は考慮していないので、目安としての活用に留意してください。



<例>

避難行動	浸水深
避難行動が遅れた場合、高層階へ退避(垂直避難)	0.5m～3.0m未満
事前の避難が必須	3.0m以上
↑↓ 漫水深・漫水継続時間の両者より避難行動を判断	
避難行動	漫水継続時間
事前の避難が必要	長期にわたり漫水が継続
避難行動が遅れた場合、高層階へ退避(垂直避難)	漫水が短期間で解消される



21

災害ハザードマップの確認



ホーム > カテゴリ > 防犯・防災・交通安全・消防・救急 > 防災・消防・救急 > 下呂市土砂災害・水害ハザードマップについて

- 暮らし
- 生活のできごと
- 新型コロナウイルス関連情報
- 令和2年7月豪雨関連情報
- ねらりんピック
- マイナンバーカード情報
- 防犯・防災・交通安全・消防・救急
- 戸籍・住民登録・印鑑登録など
- 生命・保険
- ごみ・環境・リサイクル
- 税金
- 健康・医療・障がい者福祉・高齢者福祉介護
- 子育て・教育
- 文化・スポーツ

下呂市土砂災害・水害ハザードマップについて

更新日: 2020年11月30日

▶ 土砂災害・水害ハザードマップ

土砂災害に対する警戒区域や洪水が想定される区域、避難に関する情報を地区にまとめたものです。

災害が発生しそうな場所などを把握して、住民の皆さんのお時適切な避難行動につなげていただき、災害による被害を最小限に抑える目的で作成したものです。

このマップは地域へ配布しており、各振興事務所にも配備しています。また、データとして以下の地区別のリンク先よりダウンロードしていただけます。

※現在、各地市のマップの見直しを順次進めています。マップの更新確認は、各ハザードマップ内の「作成年月日」をご確認ください。

※下呂市内の指定緊急避難場所・指定避難所にあっては、こちらをご確認ください。(下呂市指定緊急避難場所・指定避難所一覧)

【令和2年4月1日更新情報】

土砂災害ハザードマップは、土砂災害と洪水(浸水)想定区域を併記した、「土砂・洪水災害ハザードマップ」として順次更新しております。(令和元年度は、馬瀬地域・小坂地域を更新しました。)

・ 菊原地域土砂災害ハザードマップ(土砂災害警戒区域等:平成24年11月告示)

・ 小坂地域土砂・洪水災害ハザードマップ(土砂災害警戒区域等:平成30年7月告示、水害危険情報反映)

・ 下呂地域土砂災害ハザードマップ(土砂災害警戒区域等:令和2年1月告示(南部)・平成24年10月告示)

・ 金山地域土砂災害ハザードマップ(土砂災害警戒区域等:平成25年3月告示)

・ 馬瀬地域土砂・洪水災害ハザードマップ(土砂災害警戒区域等:令和元年7月告示、水害危険情報反映)

22

災害ハザードマップの確認



下呂市 GIS版ハザードマップ(県統合型GIS)の公開

下呂市全域の災害関連情報が任意の範囲で確認できます。土砂災害(特別)警戒区域、浸水想定区域、水害危険情報図、指定緊急避難場所、指定避難所、同報無線屋外拡声子局(ハンザマスト)位置、地域と確認する土砂・水害危険箇所、土石流監視所(※)を確認できます。

なお、避難の基本ルートについては、お手元のハザードマップ(上記の下呂市土砂災害・水害ハザードマップ)をご確認ください。

*避難ルートは「災害状況により変わる場合がある」と思いましょう☆

(※)地域の皆さんとワークショップで確認した情報です。避難行動等での情報として、大まかな位置や範囲を図示したものです。

位置や範囲に精度を求めたものではありませんので、ご注意ください。

★GIS版 下呂市土砂災害洪水ハザードマップはこちらから



※下呂市内の浸水、土砂災害についてのGIS版ハザードマップです。凡例は下記をご覧ください。

土砂・洪水災害ハザードマップの凡例の説明

- 土砂災害警戒区域（土砂災害防止法による）
- 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法による）
- 浸水・冠水危険箇所(地盤で確認したもの)
- 土砂崩れ危険箇所(地盤で確認したもの)
- 土石流発生箇所(地盤で確認したもの)
- 市の指定避難所
- 市の指定緊急避難場所
- 駐外拡声器
- 駐外拡声器(マイク通報用)
- フラッシュ灯
- 洪水想定レベル1（各河川警戒水位相当の降雨量）※2
- 洪水想定レベル2（1/1000年以上の降雨確率想定）※2

※1 驚異地獄・小原地区は、名松丸井要衝されたものを掲載

※2 令和元年佐賀県水害色調情報図データ各都市に則り

東邦瓦（千石・和歌）は、「鳥取川湧水想定区域マップ」※3にも同報

湧水のほか、浸水通過時間や氾濫避難区域の情報を確認できます。

23

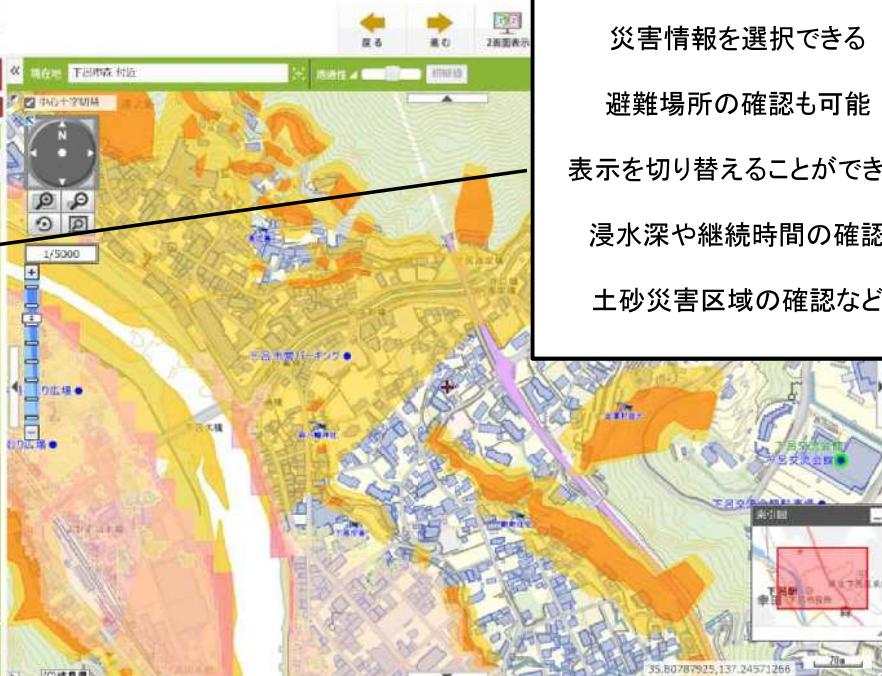
災害ハザードマップの確認



県域統合型 GIS ぎふ

Gifu Prefecture Area Integrated GIS

下呂市特進水害ハザードマップ(更新中)



災害情報を選択できる

避難場所の確認も可能

表示を切り替えることができる

浸水深や継続時間の確認

土砂災害区域の確認など

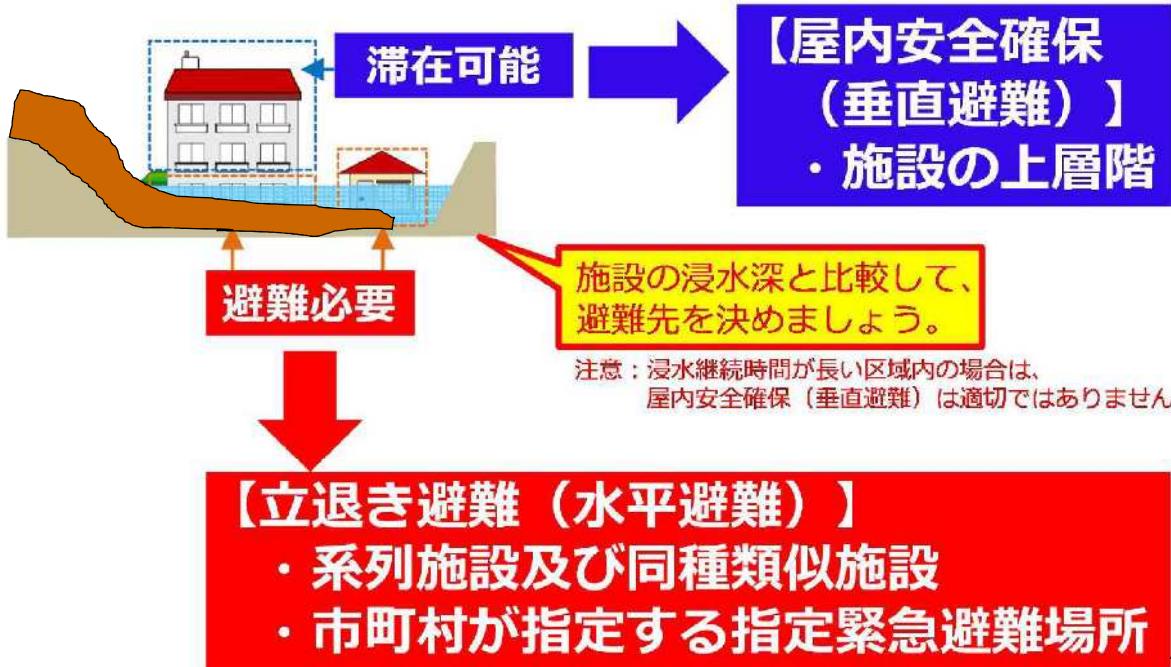
25



いのち
命を守る
ポイント

2

- ①安全な避難先と避難経路を決めましょう。
- ②避難経路を実際に歩いて、避難に必要な時間を確認しておきましょう。



27

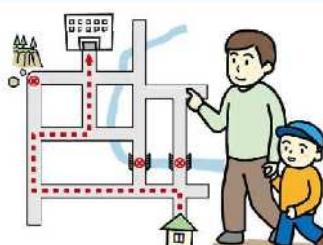


いのち
命を守る
ポイント

2

- ①安全な避難先と避難経路を決めましょう。
- ②避難経路を実際に歩いて、避難に必要な時間を確認しておきましょう。

- まず、浸水想定区域外の**系列施設及び同種類似施設**は有力候補です。
- 市町村が指定する**指定緊急避難場所**を調べて、検討しましょう。
- 避難先は状況に応じて選択できるように、**避難先と避難経路**は複数考えておきましょう。
- 複数の河川（例えば、A河川とB河川の浸水想定区域内の施設）が該当する施設は、川の状況により、避難先が異なります。
- 浸水深については、想定最大規模を対象として検討しましょう。



28



段階的に発表される 防災気象情報を知る

警戒 レベル		名 称：警戒レベル 発信者：市区町村等 内 容：避難情報	名 称：警戒レベル相当情報 発信者：気象庁や都道府県等 内 容：河川水位や雨の情報
警戒 レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報) 浸水の情報(河川)
5	命を守る最善の行動	災害発生情報	5 氾濫発生情報
4	危険な場所から 全員避難	避難勧告 (避難指示(緊急))	4 氾濫危険情報
3	危険な場所から 高齢者などは避難	避難準備・ 高齢者等避難開始	3 氾濫警戒情報 洪水警報
2	ハザードマップ等で 避難方法を確認	大雨注意報 洪水注意報	2 氾濫注意情報
1	最新情報に注意	早期注意情報	1 ——

29

情報	とるべき行動	警戒レベル
• 大雨特別警報※1 • 気象発生情報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るために最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
• 土砂災害警戒情報 • 危険度分布「非常に危険」（うす紫） • 気象危険情報 • 高潮特別警報 • 高潮警報※2	地元の自治体が避難勧告を発令する目安となる情報です。避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
• 大雨警報（土砂災害）※3 • 洪水警報 • 危険度分布「警戒」（赤） • 気象警戒情報 • 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
• 危険度分布「注意」（黄） • 気象注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
• 大雨注意報 • 洪水注意報 • 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
• 早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1 30



避難開始のタイミングを決める

警戒レベル	1	2	3	4	5
雨の様子	警報・注意報に先立ちる段階 (警報・注意報を補完)	災害の起こるおそれ	重大な災害の起こるおそれ	重大な災害の起こるおそれが著しく大きい	災害発生
防災気象情報					氾濫発生情報
川の様子					氾濫発生
避難情報等	早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨注意報 洪水注意報	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告 (避難指示(緊急))	災害発生情報
施設の行動	情報収集	心のスイッチを入れる段階 避難開始に向けた準備を進める段階	避難開始の段階	避難完了	

31



避難開始のタイミングを決める

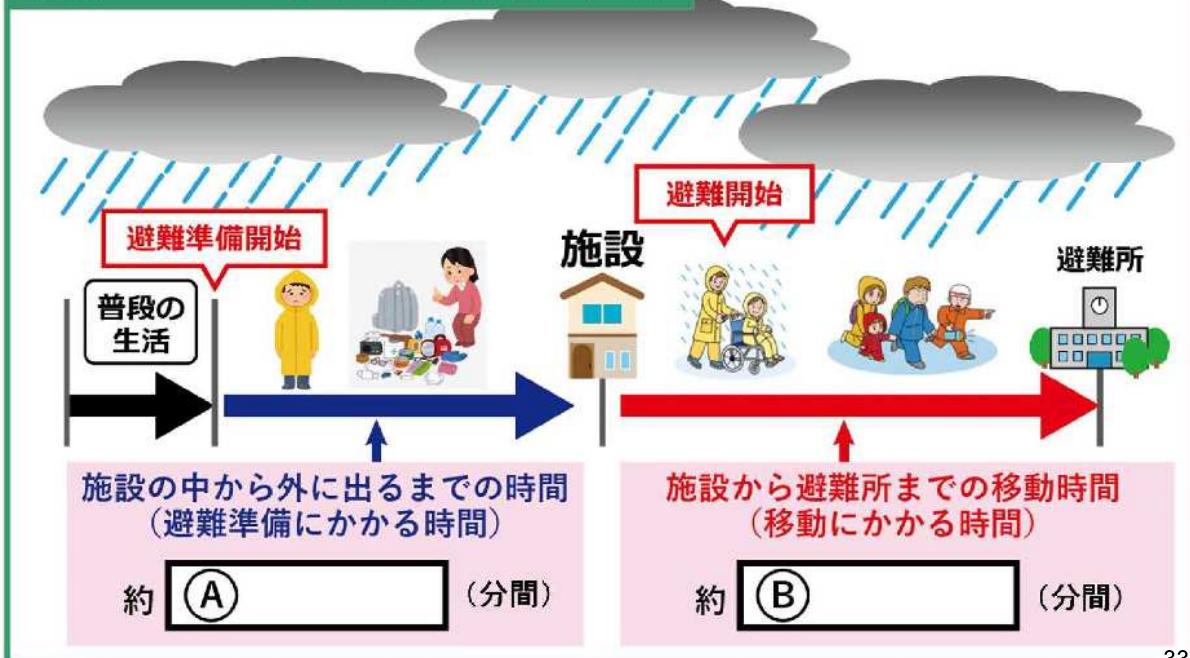
警戒レベル	1	2	3	4	5
雨の様子	警報・注意報に先立ちる段階 (警報・注意報を補完)	災害の起こるおそれ	重大な災害の起こるおそれ	重大な災害の起こるおそれが著しく大きい	災害発生
防災気象情報	危険度分布				災害発生情報
山の様子					災害発生
避難情報等	早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨注意報 洪水注意報	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告 (避難指示(緊急))	災害発生情報
施設の行動	情報収集	心のスイッチを入れる段階 避難開始に向けた準備を進める段階	避難開始の段階	避難完了	

32

いのち
命を守る
ポイント 3

避難に必要な時間を知る

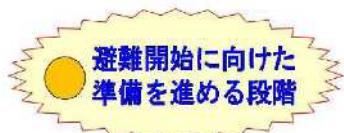
避難にかかる時間（避難準備 + 移動）



33

いのち
命を守る
ポイント 3

避難に必要な時間を知る



合計

避難準備にかかる時間

約 (A) 分間

職員参集



利用者への状況説明



備蓄品の準備



車椅子・担架の準備



備蓄品等の移動



雨合羽への着替え



34



いのち
命を守る
ポイント 3

避難に必要な時間を知る



移動にかかる時間

約 (B)

(分間)

施設内移動



上層階への移動



移動車両への運搬



避難先までの移動



35

4. 避難確保計画の作成様式について

36

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について

要配慮者利用施設の所有者・管理者さまへ

本公告は、(社)日本防災士協会が平成29年1月1日付で発行した「(社)日本防災士協会が定めた被災時の避難を実現するための防災士による避難確保計画」(以下「防災士による避難確保計画」)に基づき、(社)日本防災士協会が定めた被災時の避難を実現するための防災士による避難確保計画を作成する旨を示すものである。

要配慮者利用施設の所有者・管理者さまへ

要配慮者利用施設の所有者・管理者さまへは、社会福祉施設、学校、医療機関、その他の施設にて防災上の規制を遵守する方針が明確な施設です。対象施設の所有者または管理者におかれましては、以下の様式の作成及び提出、訓練実習等の取組をお願いいたします。

【下呂市】避難確保計画テンプレート

避難確保計画作成にあたり、下記のテンプレートを参考に作成してください。

- ・テンプレート【ワード形式】
 - 洪水時避難確保計画(医療施設等)テンプレート [Wordファイル／496.50キロバイト]
 - 洪水時避難確保計画(医療施設外)テンプレート [Wordファイル／494.50キロバイト]
 - 土改災害時避難確保計画(医療施設等)テンプレート [Wordファイル／217.11キロバイト]
 - 土改災害時避難確保計画(医療施設外)テンプレート [Wordファイル／215.53キロバイト]
- ・テンプレート【エクセル形式】※該当災害選択式
 - 避難確保計画 標準編_医療施設 [Excelファイル／843.73キロバイト]
 - 避難確保計画 標準編_学校 [Excelファイル／846.75キロバイト]
 - 避難確保計画 標式編_社会福祉施設 [Excelファイル／796.33キロバイト]
- ・避難確保計画作成手引き解説書 [PDFファイル／12.26メガバイト]

37

市町村への提出様式の説明

38

作成する様式

自衛水防組織を設置する場合

項目	様式等	ページ
1 計画の目的	様式1	1
2 計画の報告	様式1	1
3 計画の適用範囲	様式1	1
4 防災体制	様式2	2~5
5 情報収集・伝達	様式3	6
6 避難誘導	様式4	7
7 避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8 防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9 自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10 防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12 緊急連絡網	様式9	12
13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14 対応別避難誘導一覧表	様式11	13
- 自衛水防組織活動要領	別添	14
- 自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
- 自衛水防組織装備品リスト	別表2	15
- 施設周辺の避難地図	別紙1	—

市町村長へ提出

市町村長への提出は不要

自衛水防組織を設置しない場合

項目	様式等	ページ
1 計画の目的	様式1	1
2 計画の報告	様式1	1
3 計画の適用範囲	様式1	1
4 防災体制	様式2	2~5
5 情報収集・伝達	様式3	6
6 避難誘導	様式4	7
7 避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8 防災教育及び訓練の実施	様式5	8
10 防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9
11 利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
12 緊急連絡網	様式9	11
13 外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	11
14 対応別避難誘導一覧表	様式11	12
15 防災体制一覧表	様式12	13
- 施設周辺の避難地図	別紙1	—

市町村長へ提出

市町村長への提出は不要

【様式1】計画の目的・報告・適用範囲

様式1

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法: 水防法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するもの。

● 平日と休日、昼間と夜間の利用者数と従業員数を分けて記入してください。

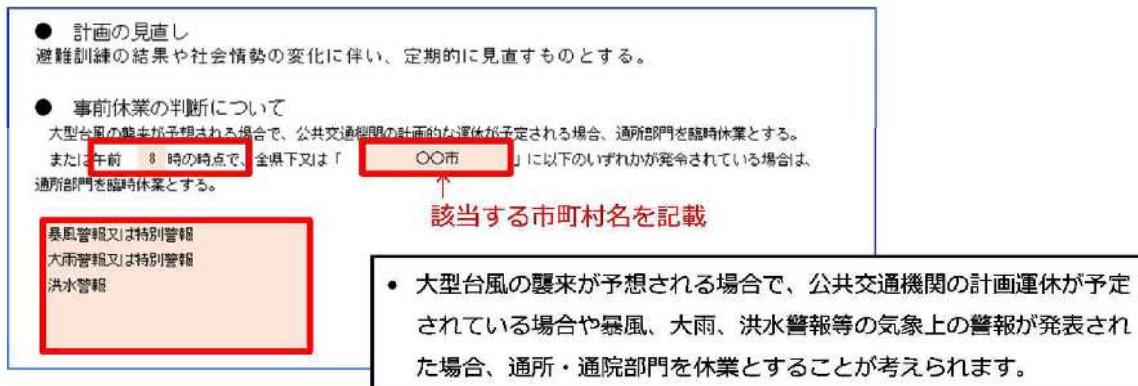
施設の状況

	平 日		休 日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼 間	約 27 名	約 9 名	約 名	約 名
夜 間	約 9 名	約 2 名	約 名	約 名

- ・利用者を一人避難させるために、スタッフが何人必要ですか？
- ・休日、夜間は対応できますか？職員の参集計画、連絡体制は大丈夫ですか？

【様式 1】計画の目的・報告・適用範囲

『解説編』：9~11頁参照

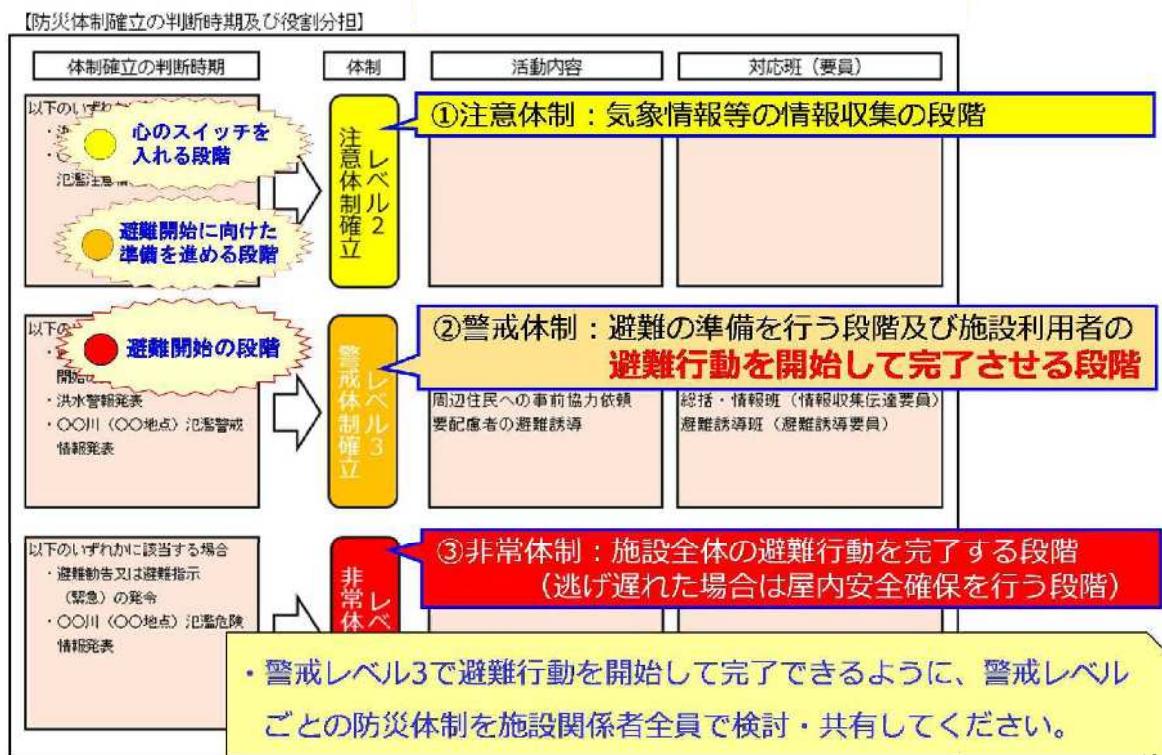


- ・事前の休業や休園を行うために、前日の何時までに、どのような情報で判断するかを決めておくことが重要です。
- ・利用者の保護者等への連絡方法、連絡先、連絡内容を決めていきますか？

41

【様式 2】防災体制

『解説編』：12~22頁参照



42

【様式3】情報収集・伝達

『解説編』：23~24頁参照

様式3

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとあります。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報、津波情報	テレビ
	洪水予報、水位到達情報	インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
	土砂災害警戒情報	ラジオ（AMOOO）
その他	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、エリアメール・緊急速報メール、防災メール
	施設周辺の浸水状況	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）
	排水施設の稼働状況	市町村からのFAX（事前に調整）
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	施設周辺の浸水状況 施設職員による目視（但し、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

・いつでも情報収集できる
よう、webサイトやアプリをお気に入り等に登録
しておきましょう。



停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いか等、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式1-1

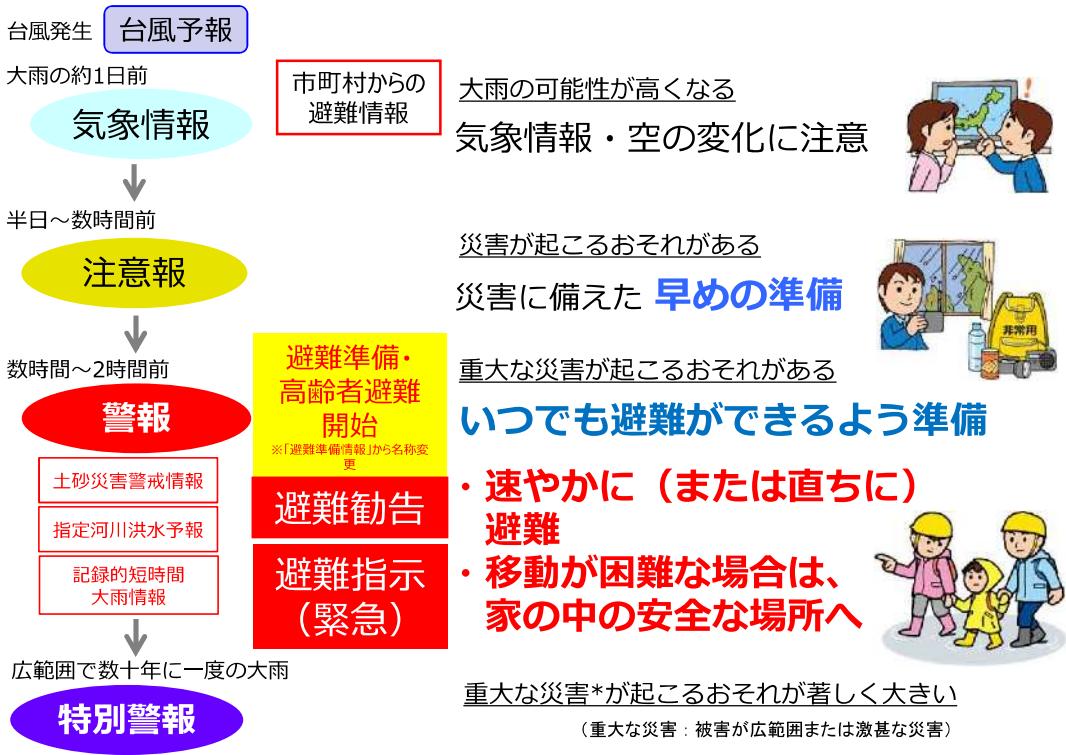
(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内間係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、「 A会（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは A会（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

43

段階的に発表する防災気象情報の活用



44

台風予報



予報円：70%の確率で台風の中心が位置すると予想される範囲

暴風域：平均風速25m/s以上の風（非常に強い風）が吹いているか、吹く可能性がある範囲

強風域：平均風速15m/s以上の風（強い風）が吹いているか、吹く可能性がある範囲

- 台風が発生すると、台風の位置や強さなどの実況と3日先までの予報を発表

- 3日目以降も引き続き台風であると予想される時には、5日先までの台風の進路予想を発表

※ 雨量や最大風速などの予測は、「台風に関する気象情報」として発表

求められる行動

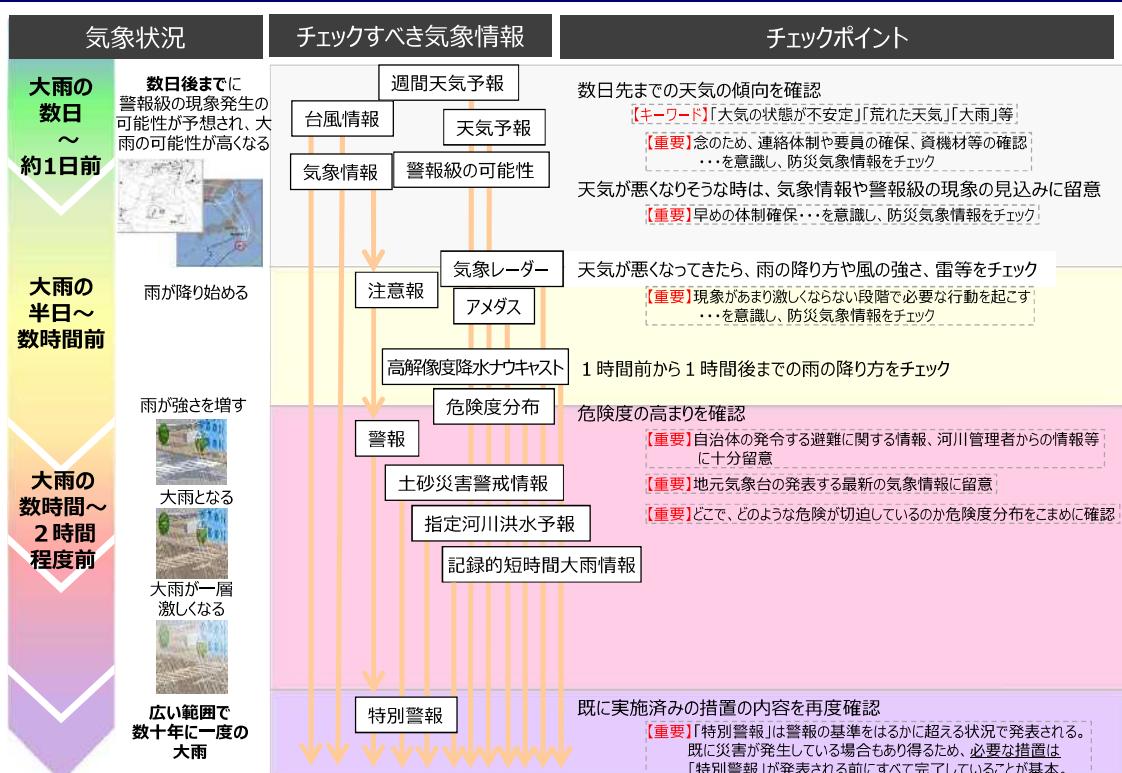
・ 土砂災害・水害・高潮災害から命を

守るために立ち退き避難の必要な地域に施設がある場合、
近による暴風により屋外移動できなくなる前に早めの避難



45

防災気象情報のチェックポイント



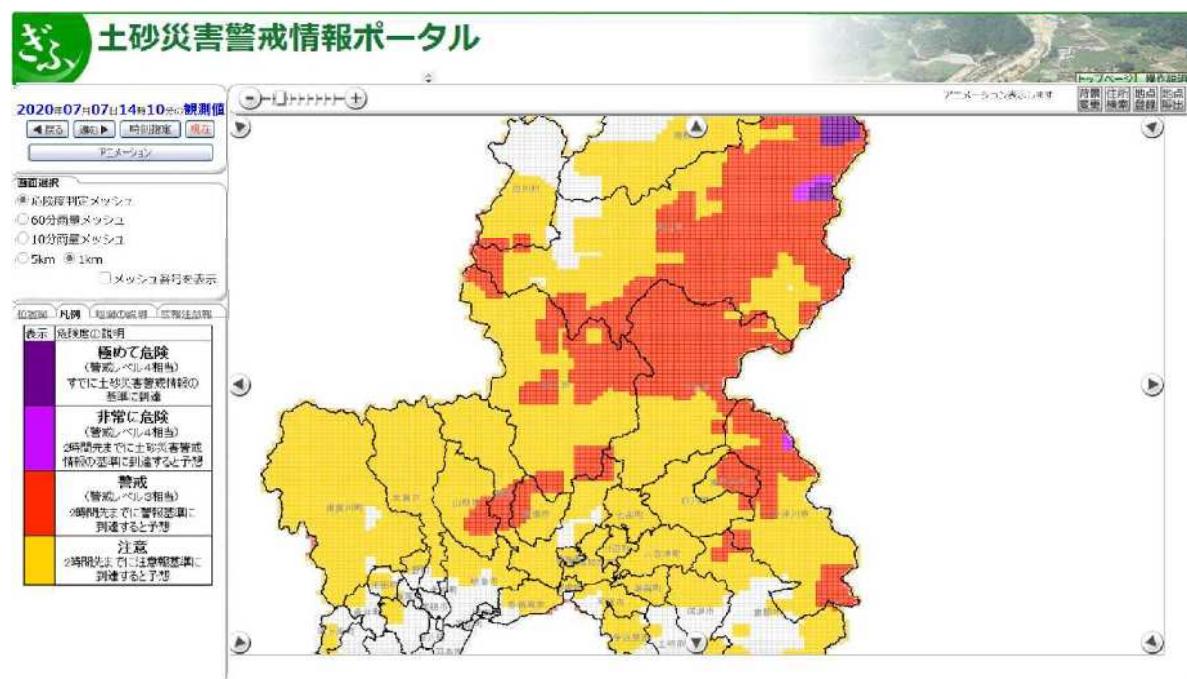
46

自分のいる場所の「危険度分布」をワンタッチで表示



47

【参考】令和2年7月豪雨時の土砂災害危険度(下呂市)



48

危険度分布(大仙市に大雨・洪水警報を発表した頃～)

気象状況

大雨の数日～約1日前	気象庁の情報
	警報級の可能性 天気予報の発表地域ごとに発表
大雨の半日～数時間前	大雨注意報 市町村単位で発表
大雨の数時間～2時間程度前	大雨警報 市町村単位で発表
	記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報 指定河川洪水予報
大雨特別警報 市町村単位で発表	

気象情報(随時)

予報官コメント(随時)

危険度分布

気象庁ホームページ

洪水警報の危険度分布

洪水警報の危険度分布
高危険度
非常に危険
警戒
注意
今後の情報等に留意

大仙・台風

がけや渓流の近くに住まいの方
河川沿いに住まいの方

あなたの周りで危険度が高まっている場所を見る

洪水・浸水警報の危険度分布
あなたの周りで危険度が高まっている場所を見る

市町村ごとの発表状況を見る

土砂災害の危険度分布

土砂災害警戒判定メッシュ情報
高危険度
非常に危険
警戒
注意
今後の情報等に留意

雨の様子(雨雲の動き/今後雨雲の動きを見る)

49

警報級の可能性の情報

気象状況

大雨の数日～約1日前	気象庁の情報
	警報級の可能性 天気予報の発表地域ごとに発表
大雨の半日～数時間前	大雨注意報 市町村単位で発表
大雨の数時間～2時間程度前	大雨警報 市町村単位で発表
	記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報 指定河川洪水予報
大雨特別警報 市町村単位で発表	

気象情報(随時)

予報官コメント(随時)

危険度分布

下呂市の警報級の可能性

下呂市では、○○日までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

種別	警報級の可能性				
	21日		22日		
	夕方まで	夜～明け方	朝～夜遅く	23日	24日
大雨	-	-	[中]	[中]	-
暴風	-	-	-	-	-
波浪	-	-	-	-	-

求められる行動

気象情報やハザードマップを確認

- 日頃から天気予報を確認
- 施設の所在地やその近隣にある土砂災害警戒区域・浸水想定区域等の危険な箇所を改めて確認
- 避難場所や避難ルートを改めて確認

Point
備えは大丈夫？

50

気象情報(警報・注意報に先立って発表)

気象状況		気象庁の情報			
大雨の数日～約1日前	警報級の可能性 天気予報の発表地域ごとに発表	気象情報(随時) 予報官コメント(随時)	<p>「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割があります。24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表。</p> <p>大雨と落雷及び突風に関する○○県気象情報 第2号 平成○○年○月○日○○時○○分 ○○地方気象台発表</p> <p>(見出し) ○○県では、○○日(明日)朝から昼過ぎにかけて、雷を伴った激しい雨が降り大雨となる所があるでしょう。また、大気の状態が非常に不安定となるため、積乱雲の発達する所がある見込みです。土砂災害や河川の増水、低い土地の浸水、落雷や竜巻などの激しい突風、ひょうに注意してください。 (本文) <地域・時期・量的予想> ○○県では、○○日(明日)朝から昼過ぎにかけて、雷を伴った1時間に40ミリの激しい雨が降り、大雨となる所があるでしょう。また、大気の状態が非常に不安定となり、積乱雲の発達する所がある見込みです。 (見出し) ○○日(明日) ○○時までに予想される24時間雨量は、多い所で100ミリです。 その後も、前線の活動が活発となって東北地方に停滞するため、○○日(明後日)にかけて雨量はさらに多くなり、大雨となる所があるでしょう。 <防災事項> 低い土地の浸水、かけ崩れ、山崩れ、河川の増水のおそれがあります。○○日(明日)朝から夕方にかけて浸水に、○○日(明日)夜遅くにかけて土砂災害や洪水に注意していただき、警戒すべき防災事項を記述 今後、気象台が発表する、注意報、警報、竜巻注意情報、気象情報などに留意してください。 次の「大雨と落雷及び突風に関する○○県気象情報」は、○○日○時○分頃発表の予定です。</p>		
大雨の半日～数時間前	大雨注意報 市町村単位で発表	危険度分布			
大雨の数時間～2時間程度前	大雨警報 市町村単位で発表	記録的大雨情報	指定河川洪水予報	土砂災害警戒情報	
大雨特別警報 市町村単位で発表					

51

注意報(警報の発表が見込まれる場合はその旨を明記)

気象状況		気象庁の情報																																																																																	
大雨の数日～約1日前	警報級の可能性 天気予報の発表地域ごとに発表	気象情報(随時) 予報官コメント(随時)	<p>・注意報は、災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報。 ・警報の発表が見込まれる場合は、その旨を記述。</p> <p>○○県の注意警戒事項 ○○県では、土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に警戒してください。 =====</p> <p>○○市 [発表] 大雨、洪水注意報 [継続] 雷注意報 22日夜遅くまでに大雨警報に切り替える可能性が高い</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">下呂市</th> <th colspan="8">今後の推移 (■警報級 ■注意報級)</th> <th rowspan="2">備考・ 関連する現象</th> </tr> <tr> <th colspan="2">発表中の</th> <th colspan="2">22日</th> <th colspan="2">23日</th> <th colspan="2"></th> </tr> <tr> <th>警報・注意報等の種別</th> <th>9-12</th> <th>12-15</th> <th>15-18</th> <th>18-21</th> <th>21-24</th> <th>0-3</th> <th>3-6</th> <th>6-9</th> <th>9-12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>(浸水害)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>洪水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(洪水害)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			下呂市	今後の推移 (■警報級 ■注意報級)								備考・ 関連する現象	発表中の		22日		23日				警報・注意報等の種別	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12	大雨	30	30	30	40	60	60	40	40	40	(浸水害)										(土砂災害)										洪水										(洪水害)									
下呂市	今後の推移 (■警報級 ■注意報級)								備考・ 関連する現象																																																																										
	発表中の		22日		23日																																																																														
警報・注意報等の種別	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	6-9	9-12																																																																										
大雨	30	30	30	40	60	60	40	40	40																																																																										
(浸水害)																																																																																			
(土砂災害)																																																																																			
洪水																																																																																			
(洪水害)																																																																																			
大雨の半日～数時間前	大雨注意報 市町村単位で発表	危険度分布																																																																																	
大雨の数時間～2時間程度前	大雨警報 市町村単位で発表	記録的大雨情報	指定河川洪水予報	土砂災害警戒情報																																																																															
大雨特別警報 市町村単位で発表																																																																																			

求められる行動 最新の情報を把握して、災害に備えた早めの準備

発表中の注意報に「夜間に大雨警報発表の可能性が高い」旨の記載がされている



住んでいる場所が土砂災害警戒区域・危険箇所等にある
早めの避難！！



52

警報(重大な災害の恐れに警戒を呼びかけ)

気象状況		気象庁の情報			
大雨の数日～約1日前 大雨の半日～数時間前 大雨の数時間～2時間程度前 大雨特別警報	警報級の可能性 天気予報の発表地域ごとに発表	気象情報(随時) 予報官コメント(随時)	<p>・重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報。</p> <p>・現象の起こる地域や時刻、激しさの程度などの予測が変わったときは、発表中の内容を更新して再発表。</p>		
	大雨注意報 市町村単位で発表	危険度分布	○○県の注意警戒事項 ○○県では、土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に警戒してください。 ====== ○○市 [発表] 大雨(浸水害、土砂災害)、洪水警報 [継続] 雷注意報		
			下呂市 今後の推移(■警報級 □注意報級)		備考・ 関連する現象
			発表中の警報・注意報等の種別 12-15 15-18 18-21 21-24 0-3 3-6 6-9 9-12 12-15 1 時間最大雨量(ミリ) 60 60 40 40 40 40 40 40 40		
大雨 (浸水害)	22日 23日		浸水警戒		
(土砂災害)			土砂災害警戒		
洪水 (洪水害)			洪氾濫		

求められる行動

- ・**土砂災害警戒区域等に住んでいる場合は、地元市町村からの避難情報を留意するとともに「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を確認し、速やかに避難**
- ・**避難しようとしたときに大雨や暴風で屋外に出るとかえって生命に危険が及ぶ場合は、2階以上の崖や沢からなるべく離れた部屋で待避**



53

【参考資料】 特別警報(重大な災害の恐れが著しく高まっている)

気象状況		気象庁の情報			
大雨の数日～約1日前 大雨の半日～数時間前 大雨の数時間～2時間程度前 大雨特別警報	警報級の可能性 天気予報の発表地域ごとに発表	気象情報(随時) 予報官コメント(随時)	•警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害のおそれが著しく高まっている場合に発表。		
	大雨注意報 市町村単位で発表	危険度分布	○○県の注意警戒事項 【特別警報(大雨)】○○中央、○○、○○、○○地域に特別警報を発表しています。土砂災害や低い土地の浸水、河川の増水に最大級の警戒をしてください。 ====== ○○市 [発表] 大雨特別警報(土砂災害、浸水害) [継続] 洪水警報 雷注意報		
			下呂市 今後の推移(■特別警報級 ■警報級 □注意報級)		備考・ 関連する現象
			発表中の警報・注意報等の種別 15-18 18-21 21-24 0-3 3-6 6-9 9-12 12-15 15-18 1 時間最大雨量(ミリ) 100 70		
大雨 (浸水害)	22日 23日		浸水警戒		
(土砂災害)			以後も注意報 級土砂災害警 戒		
大雨 (洪水害)			以後も注意報 級土砂災害警 戒		

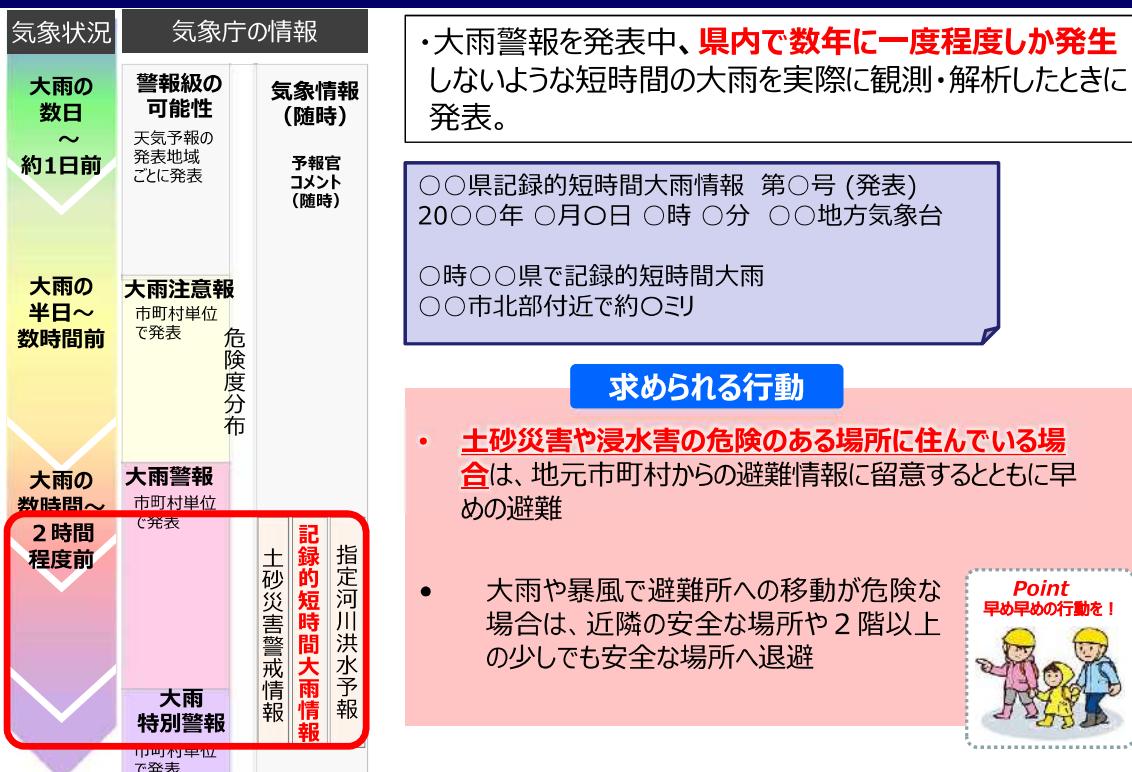
求められる行動

- 既に重大な災害が発生している可能性があるため、特別警報を待って避難を開始するのではなく、特別警報が出た時点で既に避難が完了していることが望ましい。
- 万が一、対応をしていなかった場合は、直ちに地元市町村の避難情報に従うなど適切な行動を!!



54

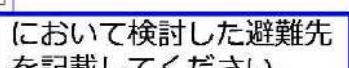
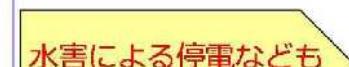
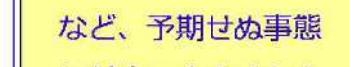
【参考資料】記録的短時間大雨情報



55

【様式4】避難誘導

『解説編』：25～39頁参照

6 避難誘導				様式4
(1) 避難場所、移動距離及び手段				 命を守る ポイント2
1)立ち退き避難(水平避難)を行う場合 立ち退き避難(水平避難)の場合の避難場所1(浸水想定区域外の間違施設)				
施設名(洪水)	避難場所名称	移動距離	移動手段	 命を守る ポイント2
A会(系列グループホーム)	2,000	徒歩	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	
施設名(内水)		車両	<input type="checkbox"/>	
施設名(高潮)		徒歩	<input type="checkbox"/>	
施設名(津波)		車両	<input type="checkbox"/>	
施設名(土砂災害:かけ崩れ・土石流・地すべり)		徒歩	<input type="checkbox"/>	
立ち退き避難(水平避難)の場合の避難場所2(指定緊急避難場所)				 命を守る ポイント2
施設名(洪水)	避難場所名称	移動距離	移動手段	
C高校(体育館)	500	徒歩	<input checked="" type="checkbox"/> 4台	
施設名(内水)		車両	<input type="checkbox"/>	
施設名(高潮)		徒歩	<input type="checkbox"/>	
施設名(津波)		車両	<input type="checkbox"/>	
施設名(土砂災害:かけ崩れ・土石流・地すべり)		徒歩	<input type="checkbox"/>	
2)屋内安全確保を行う場合 屋内安全確保(垂直避難)の場合				 命を守る ポイント2
建物名称	避難階	移動手段		
本施設	2階	エレベーター、ストレッチャー		
屋内安全確保(洪水)				
屋内安全確保(内水)				
屋内安全確保(高潮)				
屋内安全確保(津波)				
施設名(土砂災害:かけ崩れ・土石流・地すべり)				

において検討した避難先を記載してください。

水害による停電なども考慮しておきましょう。

- ・停電でエレベーターが使えない。
- ・決めていた従業員が来られない。
- ・施設の車が使えない。

など、予期せぬ事態に対応できますか？

56

【様式 5】避難の確保を図るための施設の整備等

『解説編』：40頁参照

避難確保資器材一覧		備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話 携中電灯、電池、携帯電話用バッテリー	
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、 携帯電話、携中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、 電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、 蛍光塗料	
施設内の一時避難	水（1人あたり8リットル）、食料（1人あたり8食分）、 寝具、防寒具	
衛生器具	おむつ、おしりふき、タオル、ウエットティッシュ、 マスク、ゴミ袋	
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏	
その他	○○○○	
浸水を防ぐための対策		
土のう、止水板、○○○○		
土砂災害に対する避難を確保するための対策※ 自家発電機、壁の補強、非常用サイレン（屋外設置）、○○○○		
※事前の対策		

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとあります。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

利用者の避難に必要なものを揃えていますか？

不足していませんか？

【ある施設の声】

- 幹部だけで計画を決めたが、従業員から「薬があっても、避難先で水がないと飲めない」ため、水と薬をセットで常備しましょう。というアイデアを得たそうです。

※従業員が利用者を一番知っているので、施設関係者全員で決めましょう。

8 防災教育及び訓練の実施

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 6 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

57

【様式 6】自衛水防組織の業務に関する事項

『解説編』：P 7~9、12、20、49 頁参照

様式 6	
9 自衛水防組織の業務に関する事項	
(1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。	
(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。	
①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。 ②毎年 4 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。	
(3) 自衛水防組織の報告	
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。	
「自衛水防組織活動要領」⇒別添	

- 自衛水防組織とは、水害時の避難対応等を行う体制です。
- 従業員数が比較的多い場合は、設置することが望ましいです。
- 設置は努力義務ですが、**設置した場合、市町村への報告が必要です。**

58

避難経路図の作成（別紙1）

別紙1

【施設周辺の避難地図】
洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避場		施設周辺情報
	避難場所1	避難場所2	
洪水			
内水			
高潮			
津波			
土砂			

施設名	建物階数	浸水深
○○○○○ホーム	○階	○~Om

※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、施設手帳（建物・自計更新）を記載
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとします。

- 避難先を記載してください。
- 避難先までの経路を記載してください。
- 避難先は状況に応じて選択できるよう
に、避難先と避難経路は複数考えてお
きましょう。



- 記載欄がありませんが、施設名、建物
階数、浸水深を記載をお願いします。
(記載方法は自由です)

59

その他様式の説明 (提出不要)

※施設にて保管しておいてください。

60

【様式7】防災教育及び訓練の年間計画

『解説編』：41頁参照



61

【様式8】利用者緊急連絡先一覧表

『解説編』：24頁参照

1.1 利用者緊急連絡先一覧表

【年間計画】

	利用者			緊急連絡先				その他 (緊急連絡先等)
	氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	
1	○○○○○	84	○市1丁目××	△△△△△	娘	012-3456-7890	○市1丁目××	090-1234-5678
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								

様式8

- ・前日の休業や休園の場合、利用者の保護者等への連絡方法、連絡先、連絡内容を決めていますか？

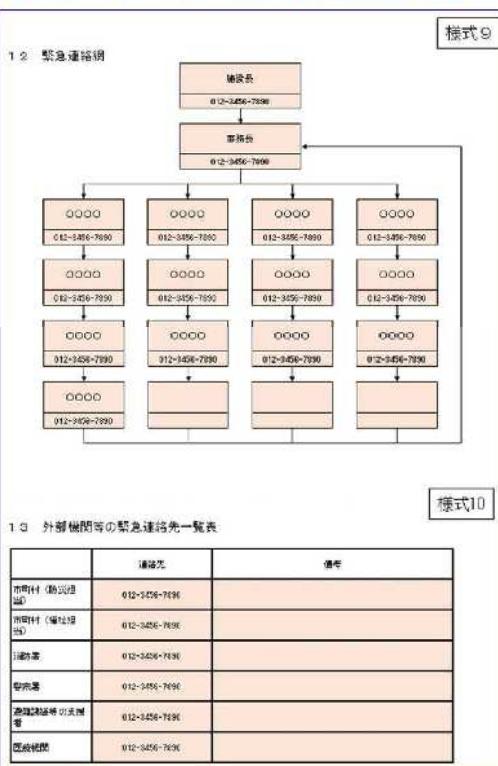


62

【様式9】緊急連絡網

『解説編』：24頁参照

【様式10】外部機関等の緊急連絡先一覧表



- ◆ 緊急の連絡網や外部機関等との連絡先を決めていますか？
- ◆ いつでも、連絡がつきますか？

【訓練による声】

- ・夜間（夕方）に抜き打ち連絡訓練を実施した結果、連絡が届かなかつた職員がいたため、連絡網の見直しを行いました。
- ・携帯がつながらないこともあるため、複数の伝達手段を確保することとしました。
- ・緊急の連絡網には、電話とメールに加えて、SNSを活用することとしました。

夜間の職員参集訓練



63

【様式11】対応別避難誘導一覧表

『解説編』：42頁参照

様式11

1.4 対応別避難誘導一覧表

氏名	連絡先	対応内容	移動手段		担当者	備考
			立ち退き避難	屋内安全確保		
○○○○	012-3456-7890	1	徒歩	階段	○○○○	要介護度1

避難先へ移動

1 単独歩行可能 2 介助必要 3 車いすを使用
4 ストレッチャーや担架が必要 5 その他

その他の対応

6 自宅に帰宅 7 病院に搬送 8 その他

- ◆ 利用者全員を避難させるために必要な時間を把握していますか？

- ・利用者一人ひとりの対応は異なります。
- ・各利用者を避難させるための対応内容、対応時間整理（イメージ）してください。
- ・日常サービス等の中で確認することで気づき（避難時の知恵）を得ることができます。

利用者の特性を考慮した役割分担



64

【様式12】防災体制一覧表

『解説編』：20~22頁参照

1.5 防災体制一覧表			様式12
管理権限者（施設長）（代行者 務務長）			◆ 施設の防災体制として、管理権限者、情報収集伝達要員、避難誘導要員を決めていますか？
管理権限者（施設長）（代行者 務務長）			【防災体制の工夫】
情報収集 伝達要員	担当者	役割	・決定した防災体制（役割分担）は必ずしも全員参集できるとは限りません。
班長（管理職員） 班員（○名 ・〇〇〇〇 ・〇〇〇〇）	□ 洪水予報等の情報の収集 □ 情報内容の記録 □ 館内放送等による情報伝達 □ 関係者及び関係機関との連絡		・一人二役以上の役割をこなせるように訓練しておきましょう。
避難誘導要員	担当者	役割	
班長（管理職員） 班員（○名 ・〇〇〇〇 ・〇〇〇〇）	□ 避難誘導の実施 □ 未避難者、要救助者の確認		

管理権限者



情報収集伝達要員



避難誘導要員



65

【別添】自衛水防組織活動要領

『解説編』：P7~9、12、20、49頁参照

【別表1】自衛水防組織の編成と任務

【別表2】自衛水防組織装備品リスト

『解説編』：20~22頁参照

別添			別表1
自衛水防組織活動要領			自衛水防組織の編成と任務
(自衛水防組織の構成)			組織管理者（施設長）（代行者 務務長）
第1条 管理権限者は、洪水面等において避難準備計画に基づく田舎かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を構成するものとする。			組織管理者
2. 自衛水防組織には、統括管理者を置く。			班長（管理職員）
(1) 統括管理者は、自衛水防組織の機能が有効に發揮できるよう組織を統括する。			班員（○名 ・〇〇〇〇 ・〇〇〇〇）
(2) 統括管理者は、洪水等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。			□ 組織の把握 □ 洪水面等の情報の収集 □ 他の組織との連携 □ 行動指揮による情報伝達 □ 関係者及び関係機関との連絡
3. 統括管理者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者は統括管理者に代わるため必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。			
4. 自衛水防組織は、期々高く。			
(1) 実地、訓練、演習等、別表1に掲げる防災行動指揮とし、各課に既存を置く。			班員（○名 ・〇〇〇〇 ・〇〇〇〇）
(2) 各課の任務は、別表1に掲げる防災行動指揮とし、各課に既存を置く。			□ 避難誘導の実施 □ 未避難者、要救助者の確認
(3) 管理セミナー（暴雨警報、通行困難や着道するものとする）、自衛水防組織の活動拠点とし、消防士・勤務員及び各課の実務を負う部会室として配置する。			
(自衛水防組織の運用)			
第2条 管理権限者は、統括員の災害体制（シフト）を考慮した組織編成に努め、必要な人員の詰替及び組織構成に応じて、各課の責任者を置く旨を明記する旨とする。			
9. 例に、自衛水防組織内に委員会が存在する場合は、体質、時間に在籍する並設置等のみに於ては、各自に付属する組織として扱う場合、管理権限者は、並設置の組合員等の非常事態も考慮して組織編成に努力するものとする。			
10. 管理権限者は、災害時の心怠延延いため緊急避難体制を整備する要請を許すものとする。			
(自衛水防組織の装備)			
第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を準備するとともに、適切な維持管理に努めなければならない。			別表2
(1) 自衛水防組織の装備品は、第4表「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。			自衛水防組織装備品リスト
(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が吟味センターに保管し、必要な点検を行なうとともに点検結果を記録保管し、常時利用できる状態で保管する。			
(自衛水防組織の活動)			
第4条 管理権限者の各課は、初動準備行動に基づき情報を収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。			

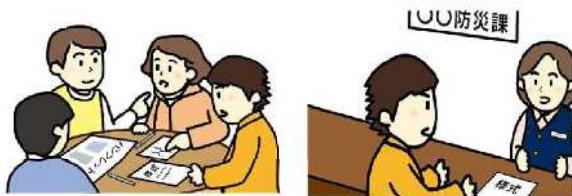
66

「避難確保計画」を作成・提出するとともに、
「避難訓練」の実施は、施設管理者及び所有者の義務です。



写真) 「水害レポート2019」国土交通省：
台風19号における千曲川の堤防決壊の様子

「避難確保計画」の作成・提出



「避難訓練」の実施



67

- ・避難確保計画は各フロアに保管しましょう。
- ・掲示板などに避難経路図などを貼りましょう。
- ・避難確保計画は、関係者全員で共有し、
避難訓練を実施して見直すことが、
利用者の命を守ります。



写真) 「平成28年8月岩手県岩泉町の介護老人保健施設の被災動画」国土地理院撮影

68

◆避難確保計画作成後の取組

■計画に位置付けた「やるべきこと」を「できること」に【訓練】

・計画を検討する際は、「やるべきこと(必要性)」の観点が不可欠ですが、計画作成後は、計画に整理した様々な項目を「できること(着実性)」としていく取組が欠かせません。

・水防法改正で計画作成と同時に義務化された「避難訓練」の実施が必要です。

■災害は、想定どおりに発生してくれるとは限らない【確認】

・避難確保計画は、地区ごと・施設ごとに異なる災害リスクを踏まえて検討・作成が進められますが、災害自体、事前の想定どおりに発生してくれるとは限りません。また災害時の職員体制や施設利用者の体調なども様々であると考えられます。

・避難訓練では、「想定外(計画の見落とし)はないか」、「より効果的に避難できる(助かる)ための工夫はないか」といった視点で、作成した計画を確認することが大切です。

■みんなで助け合い、みんなで助かるための見直し【改善】

・避難時の移動や避難先での生活の支援など、災害時に地域との関わりは重要な意味を持ちます。施設単独でできることに加え、他の施設やご近所など、地域との連携によってできることの広がりはないかなどの視点から計画を見直すことも有効です。

・災害時にみんなが助かる計画として充実・改善を続けることが大切です。

69

◆避難確保計画作成後の取組

【施設内掲示用 避難確保計画イメージ】



70

◆類似計画との関係性

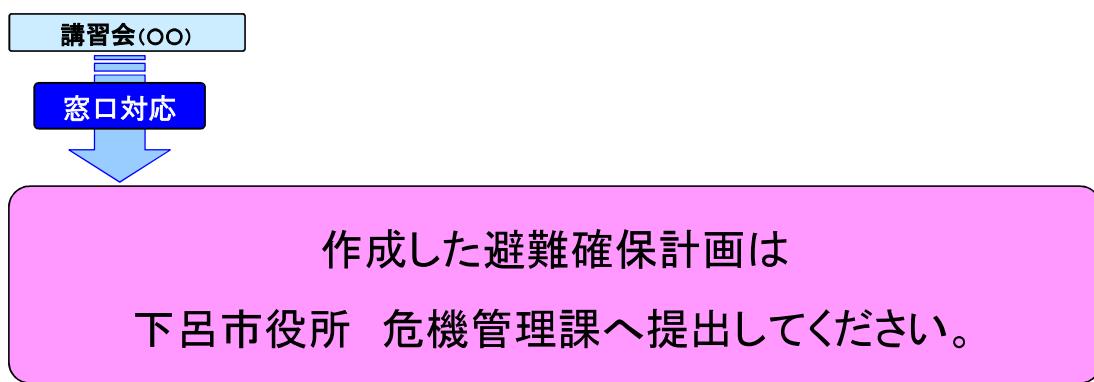
■消防法に基づく「消防計画」

■福祉施設等に作成義務のある「非常災害対策計画」

これらの計画には同じような内容の記載がされており、それぞれの必要事項を記入することにより複数の計画を一つの「防災計画」として作成可能です。

71

避難確保計画の提出について



質問窓口

危機管理課 0576-24-2222(内線271)
担当 今井

72